

二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に關し六年以上次のいづれかの経験を有する者
イ 経営業務の管理責任者としての経験
ロ 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験

二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に關し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
(新設)
(新設)

附則
この告示は、平成二十九年六月三十日から施行する。
○防衛省告示第百二十一号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年六月二十六日
防衛大臣 稲田 朋美

日 時 平成二十九年七月三日及び同月四日(予備、同月五日)の〇八〇〇から一七〇〇まで
区域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア) 北緯三一度四七分二秒
(イ) 北緯三二度二〇分二秒
(ウ) 東経一二八度四五分五二秒
(エ) 東経一二九度〇九分五二秒
実施艦等 自衛艦九隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

(ア) 北緯三二度四八分一三秒
(イ) 東経一三三度二九分五一秒
(ウ) 北緯三二度四二分一三秒
(エ) 東経一三三度二九分五一秒
(オ) 北緯三二度二八分三一秒
(カ) 東経一三三度五九分五一秒
(キ) 北緯三二度三六分一三秒
(ク) 東経一三三度五九分五一秒
(ケ) 北緯三二度三六分一三秒
(コ) 東経一三三度五九分五一秒
(カ) 北緯三二度四八分三一秒
(キ) 東経一三三度三七分五一秒
実施艦等 自衛艦九隻
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十二号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年六月二十六日
防衛大臣 稲田 朋美

○防衛省告示第百二十三号
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年六月二十六日
防衛大臣 稲田 朋美

日 時 平成二十九年七月三日の〇八〇〇から一七〇〇まで及び同月四日(予備、同月五日)の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域 豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

期間 平成二十九年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域 日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十四号
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年六月二十六日
防衛大臣 稲田 朋美

日 時 平成二十九年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域 三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア) 北緯四一度一〇分一〇秒
(イ) 東経一四三度一九分四六秒
(ウ) 北緯四一度五三分一〇秒
(エ) 東経一四三度一三分四六秒
(オ) 北緯四二度五九分四六秒
(カ) 東経一四二度五九分四六秒
(イ) 北緯四二度五〇分一〇秒
(ウ) 東経一四二度五〇分一〇秒
(エ) 北緯四二度五〇分一〇秒
(オ) 東経一四二度五〇分一〇秒
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十五号
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年六月二十六日
防衛大臣 稲田 朋美

日 時 平成二十九年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域 佐渡沖海面の次の(ア)から(カ)までの五地点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア) 北緯三三度〇〇分一〇秒
(イ) 東経一三八度五九分四八秒
(ウ) 北緯三三度二〇分二七秒
(エ) 東経一三八度五九分四八秒
(オ) 北緯三三度四八分一〇秒
(カ) 東経一三八度三九分〇四秒
(イ) 北緯四〇度〇〇分一〇秒
(ウ) 東経一三八度五九分四八秒
(エ) 北緯三三度二〇分二七秒
(オ) 東経一三八度五九分四八秒
(カ) 北緯三三度四八分一〇秒
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十六号
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年六月二十六日
防衛大臣 稲田 朋美

日 時 平成二十九年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域 響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア) 北緯三五度〇〇分一〇秒
(イ) 東経一三〇度〇一分五二秒
(ウ) 北緯三四度四六分一〇秒
(エ) 東経一三〇度三一分五一秒
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十七号
海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年六月二十六日
防衛大臣 稲田 朋美

日 時 平成二十九年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区域 響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア) 北緯三五度〇〇分一〇秒
(イ) 東経一三〇度〇一分五二秒
(ウ) 北緯三四度四六分一〇秒
(エ) 東経一三〇度三一分五一秒
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。